

# 大村市消費生活センターを 10月1日から開設します。

商品の購入契約に関するトラブルや、多重債務などでお困りの市民の皆さんが気軽に相談いただけるよう、市民110番に『大村市消費生活センター』を開設します。商品購入などで、お困りの人や疑問に思ったときは、お気軽にご相談ください。

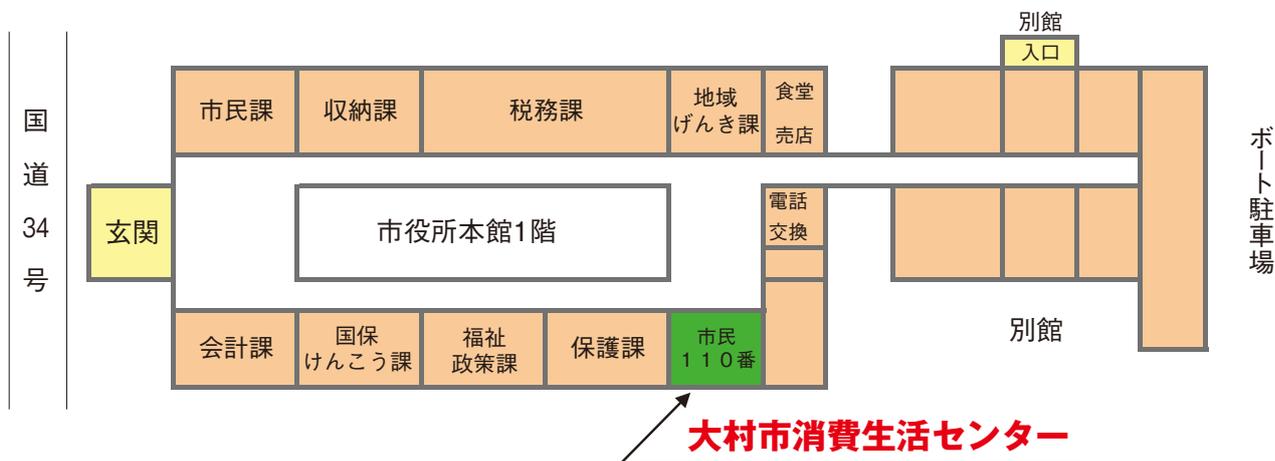
## 具体的な相談事例

- 携帯で無料サイトにアクセスしたところ、利用料金の請求メールが届いた。
- メル友になりたいと電話がありアドレスを教えたところ、後日ホテルの展示会場に呼び出され、複数の販売員に囲まれ高額なアクセサリーを買わされた。
- 訪問販売員による強引な勧誘に、断りきれずに高額な布団を買ってしまった。
- 無料の景品につられ展示会場に行ったところ、血液がサラサラになる、血圧が下がるなどといわれ、健康になれるならと思って高額な健康器具を契約した。
- 毎日少しの時間で、パソコンのホームページ作成や、データ入力の内職ができるといわれ、高い契約金を払ったが、仕事の依頼がなく収入に結びつかない。
- サラ金数社に借金があり、債務整理の方法について相談したい。

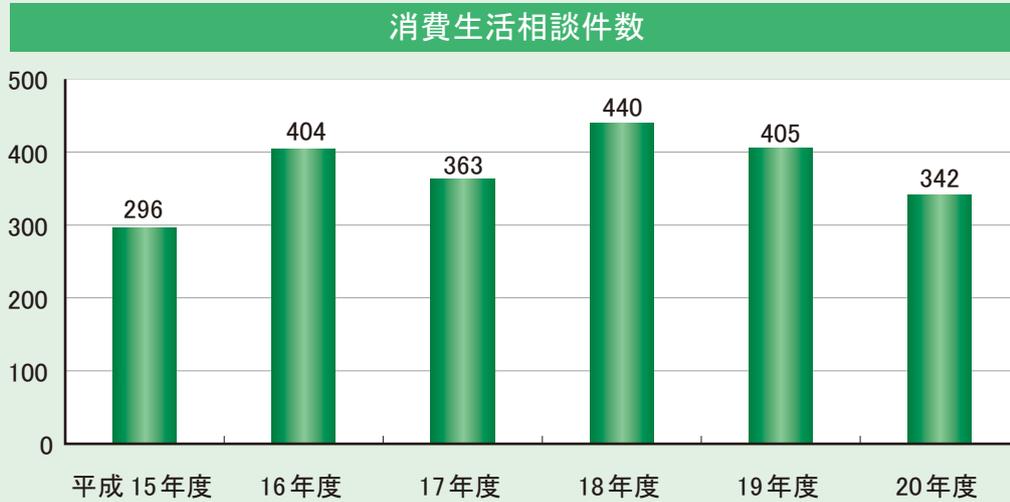
## 大村市消費生活センター

☎ (52) 9999 (直通)

市役所本館1階の市民110番に併設します 時間／午前8時30分～午後5時30分(平日)



(市内)



平成20年度の消費生活相談件数は342件でした

## 平成15～20年度の消費生活相談状況

**多重債務は正式な手続きをとれば必ず解決できます**

多重債務についての相談は、全消費生活相談のうち約4分の1を占めています(20年度)。消費生活センターでは、商品の購入契約のトラブルに加え多重債務についての相談もお受けしますので、お気軽にご相談ください。

解決にあたっては、まず債務整理の4つの方法を説明します。その後、どの手続きをとるか弁護士とよく相談し、最善の方法を選択していただくこととなります。(法テラスなどの無料法律相談をご案内します)

また、多重債務に起因するいろいろな心配事、精神的な悩み事、ギャンブル依存症などについては、それぞれの専門機関をご紹介します。プライバシーは堅く守られますので安心してご相談ください。



■市民110番(内線193)